

令和2年9月30日  
消 防 庁

## D I C 株式会社 が 受けた 型式承認 の 失効

消防庁は、本日、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の6第1項第1号の規定に基づき、D I C 株式会社 が受けた型式承認（平成25年4月11日付け消防許第211号。型式番号：泡第25～1号）の効力を失わせる行政処分を行いました。  
詳細は下記のとおりです。

## 記

## 1 行政処分の被処分者

D I C 株式会社（代表取締役 猪野 薫）

## 2 行政処分の内容

次の型式承認について、消防法第21条の6第1項第1号の規定に基づき、その効力を失わせるもの。

【種別】泡消火薬剤

【型式】水成膜泡消火薬剤5%（高発泡対応式）（-10℃～+30℃）

【型式番号】泡第25～1号

【承認年月日】平成25年4月11日

【法人の名称】D I C 株式会社

## 3 処分理由

D I C 株式会社 が上記型式承認に係る型式試験において行った行為（申請値と組成が異なるサンプルの提出）は、消防法第21条の6第1項第1号に規定する不正の手段に該当するため。

## &lt; 参考 &gt;

消防法（昭和23年法律第186号）

第21条の6 総務大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。

一 不正の手段により当該型式承認を受けたとき。

二 （略）

2 （略）

連絡先 : 消防庁予防課  
担 当 : 千葉専門官、桑折課長補佐  
電 話 : 03-5253-7523  
F A X : 03-5253-7533